

通所介護従業者の配置等について

対象サービス【（地域密着型）通所介護，認知症対応型通所介護】

1 生活相談員の配置基準について

通所介護の生活相談員は，通所介護の提供日ごとに，

$$\frac{\text{サービス提供時間中における生活相談員の勤務時間数の合計}}{\text{サービス提供時間数}} = 1 \text{ 以上}$$

となるよう，配置する必要があります。

生活相談員の配置に当たっては，特に次の点に注意してください。

- (1) 営業日は毎日配置する必要があること。
- (2) 計算の際は，サービス提供時間中の勤務時間のみを算入すること。
- (3) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は，常勤職員が必要であること。
- (4) 1人の生活相談員の勤務時間は，原則，週40時間までとすること。

<生活相談員の配置例>

月～土営業 営業時間：8時～17時 サービス提供時間：9時～16時半

例	生活相談員	1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	判定
A	柏 太郎	①	①	①	①	①			OK
	沼南 次郎						①		
B	柏 太郎	①	①	①	①	①			NG
C	柏 太郎	②	②	②	②	②			NG
	沼南 次郎						②		
D	柏 太郎	①	①	①	①	①	①		NG
E	柏 太郎	①	①	①	①	①			OK
	沼南 次郎						③		
	北部 花子						④		
F	柏 太郎	③	③	③	③	③			△
	沼南 次郎	④	④	④	④	④			
	北部 花子						③		
	南部 三郎						④		

①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③8:00～12:30 ④12:30～17:00

Bについて：6日（土）に生活相談員が不在のため

Cについて：②の配置だと勤務時間自体は8時間（休憩1時間）であるが、サービス提供時間中の勤務時間は7時間となるため、各日について30分時間が不足するため

Dについて：人員基準上の勤務時間は、常勤職員が勤務すべき時間を限度とするため（原則週40時間まで）

Fについて：介護職が常勤職員であればOK。介護職員も非常勤職員だとNG

2 生活相談員の資格要件について

生活相談員の資格は、社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）のほか、柏市では介護福祉士及び介護支援専門員も認めています。

なお、社会福祉主事任用資格のうち、三科目主事については、
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>
のページで該当科目を確認してください。

3 生活相談員の配置が不足する場合

生活相談員の配置が不足する場合、介護職員や看護職員と異なり、減算規定は存在しません。

しかしながら、生活相談員の配置が不足する場合は、人員基準違反として取消等の原因となったり、不正請求として介護報酬の140%返還に該当する場合があります。

生活相談員が不足になり、その確保も難しいことが想定される場合は、速やかに休止届を提出してください。

4 介護職員の配置基準について

介護職員は、通所介護の単位ごとに、

<利用者15人までの場合>

サービス提供時間中における介護職員の勤務時間数の合計
平均提供時間数 = 1以上

<利用者15人超えの場合>

サービス提供時間中における
介護職員の勤務時間数の合計

$$\frac{\text{平均提供時間数}}{\text{平均提供時間数}} = \{ (\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1 \} \text{以上}$$

となるよう配置する必要があります。

介護職員の配置に当たっては、特に次の点に注意してください。

- (1) 各営業日について、単位ごとに配置する必要があること。2単位行っている場合は、単位ごとに職員数を計算すること。
- (2) 計算の際は、サービス提供時間中の勤務時間のみを算入すること。
- (3) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤職員が必要であること。
- (4) 1人の介護職員の勤務時間は、原則、週40時間までとすること。
- (5) 単位ごとに、常時1人以上介護職員が必要であること。
- (6) 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 とし、各利用者の提供時間数は通所介護計画上の所要時間数とすること。

<介護職員の配置例>

月～土営業 営業時間：8時～17時 サービス提供時間：9時～16時半

利用者数：各日20人 平均提供時間数7時間 単位数：1

例	生活相談員	1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	判定
A	柏 太郎	①	①	①	①	①			OK
	沼南 次郎	①	①	①	①	①			
	北部 三郎						①		
	南部 花子						③		
	中 四郎						④		
B	柏 太郎	①	①	①	①	①	①		NG
	沼南 次郎	①	①	①	①	①	①		
C	柏 太郎	②	②	②	②	②			NG
	沼南 次郎	②	②	②	②	②			
	北部 花子						②		
	南部 三郎						②		

①8:00～17:00 ②6:30～15:30 ③8:00～12:30 ④12:30～17:00

Bについて：人員基準上の勤務時間は、常勤職員が勤務すべき時間を限度とするため（原則週40時間まで）

Cについて：②の配置だと勤務時間自体は8時間（休憩1時間）であるが、サービス提供時間中の勤務時間は6時間半となるため、各日について1時間（30分×2）不足するため。併せて、サービス提供時間中に常時介護職員がいない状態となるため（15：30から16：30までの間）

5 介護職員又は看護職員の配置が足りない場合
月ごとに計算し、次の計算式により、減算規定を適用します。

・（介護職員の算定式）

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} = X$$

・（看護職員の算定式）

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延人数}}{\text{サービス提供日数}} = X$$

< X = 0.9未満の場合 >

翌月から人員基準欠如が解消された月まで減算となります。

1月が「X = 0.9未満」となり、2月が「X = 1以上」となった場合は、2月分が減算となり、3月から減算が解除されます。

< X = 0.9以上1未満の場合 >

翌々月から人員基準欠如が解消された月まで減算となります。ただし、翌月において基準を満たした場合には減算になりません。

1月が「X = 0.9以上1未満」となり、2月が「X = 1以上」となった場合は、減算になりません。

1月が「X = 0.9以上1未満」、2月も「X = 0.9以上1未満」、3月に「X = 1以上」となった場合は、3月が減算となり、4月から減算が解除されます。

<参考例・地域密着型通所介護事業所の場合>

看護職員又は介護職員の員数が人員基準上の必要数を下回った場合に、当該不配置の状況に応じて、地域密着型通所介護費の所定単位数に100分の70を乗じて算定する必要があります。

(1) 人員基準上の必要数から1割を超えて減少した場合

減少があった翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで

(2) 人員基準上の必要数から1割の範囲内で減少した場合

減少があった翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで

(※翌月の末日時点で人員基準を満たすに至った場合を除く)

利用定員が10人を超える地域密着型通所介護事業所(1営業日ごとに1単位でサービスを提供)の場合、もし次表のように看護職員の配置に不足が発生したときには、地域密着型通所介護費を減算しなければなりません。

月	サービス提供日数(日:A)	Aに配置した看護職員の延人数(人:B)	Aに占めるBの割合(B)/(A)×100	減少割合	減算の判断	減算の有無(100分の70)
1	27	23	85.1%	1割超	翌月から減算	減算なし
2	26	26	100.0%	—	欠如解消	減算あり
3	26	25	96.1%	1割以内	翌々月から減算	減算なし
4	26	26	100.0%	—	欠如解消	減算なし
5	26	24	92.3%	1割以内	翌々月から減算	減算なし
6	25	23	92.0%	1割以内	↓	減算なし
7	24	22	91.6%	1割以内	↓	減算あり
8	27	25	92.5%	1割以内	↓	減算あり
9	25	24	96.0%	1割以内	↓	減算あり
10	27	25	92.5%	1割以内	↓	減算あり
11	26	26	100.0%	—	欠如解消	減算あり
12	25	25	100.0%	—		減算なし

(1)により減算

(2)※により減算不要

(2)により減算

減算に該当する場合は、速やかに届出をお願いします。

なお、人員基準違反は生活相談員と同様、取消等の原因となります。

介護職員が不足になり、その確保も難しいことが想定される場合は、利用定員の見直しや休止等を検討してください。